

# 川越市教育委員会第12回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成29年12月25日 午後2時
- 3 閉 会 平成29年12月25日 午後3時
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、長井良憲、黒田弘美
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長中沢雅生、学校教育部長福島正美、教育総務部副部長兼文化財保護課長下 薫、学校教育部副部長兼教育指導課長中野浩義、教育総務部参事兼中央公民館長上野 正、教育総務部参事兼博物館長田中 信、学校教育部参事兼学校管理課長内野博紀、学校教育部参事兼教育センター所長中村健二、教育総務課長長谷正昭、教育財務課長桜井一男、地域教育支援課長福井康司、中央図書館長内田修弘、学校給食課長岸野泰之、市立川越高等学校事務長松本陽介、都市景観課長大澤 健

## 8 前回会議録の承認

平成29年度第8回定例会会議録、第9回定例会会議録及び第10回定例会会議録を承認した。

なお、平成29年度第11回会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

## 9 議題及び議事の概要

### 日程第1議案第42号 川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を変更することについて

都市景観課長

川越市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第4項の規定に基づき、川越市伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を変更しようとするものである。保存地区内における伝統的建造物として特定しようとするのは、勝冶家住宅主屋及び、齊家住宅主屋の2箇所2件である。この告示は、公布の日から施行しようとするものである。勝冶家住宅主屋は、養寿院門前通り入口北側の角地に位置する建造物であり、伝統的建造物群の基調をなしている町屋様式のうち、真壁造り町屋という様式である。建築年は、棟札や墨書等は確認されていないため、明治26年以降、大正初期にかけての間と推定される。当建造物の外観は、部分的に改変されているが、全体としては当初の外観を良く表している真壁造り町屋である。

次に、齊家住宅主屋であるが、行伝寺門前通り入口北側の角地に位置し、伝統的

建造物群の基調をなしている町屋様式のうち、真壁造り町屋という様式である。建築年は、棟札等は確認されていないため、大正後期と推定される。外観は部分的に改変されているが、屋根をはじめ、真壁造り町屋の特徴を良く表した建造物である。

委員

この2件が、今まで、伝統的建造物として特定されていなかった理由について伺いたい。

都市景観課長

所有者の変更や、調査が行えなかったなど、所有者の事情によるものである。

委員

伝統的建造物群保存地区内において、伝統的建造物としての価値があるにもかかわらず、まだ特定されていないものはどのくらいあるのか伺いたい。

都市景観課長

正確な数字は不明だが、2桁までいかない。

委員

伝統的建造物に特定されることにより、所有者にとってマイナス面はあるか、伺いたい。

都市景観課長

所有する建造物が、伝統的建造物としての価値を認められたということは、所有者にとってメリットであるが、伝統的建造物としての価値や個性を、後世に伝えていくために、外観等の改変が制限されるなど、デメリットと捉えられる面もある。しかしながら、建造物の保存修理を行う際には、補助金による支援措置もあり、捉え方によると考える。

委員

修理は年間何件くらいあるのか、伺いたい。

都市景観課長

修理件数は、年度によって異なる。20年度3件、21年度4件、22年度4件、23年度3件となっており、直近の28年度は3件である。国庫補助の予算の枠内で実施するため、概ね年3件程度である。

委員

修理の優先順位は決まっているのか伺いたい。

都市景観課長

伝統的建造物群保存地区内の建造物の状況を把握しておき、計画を立てて修理している。所有者からの要望を受ける場合もあり、状況を調査し、傷みの激しいものは優先的に実施するようにしている。

委員

保存に対しては精力的に行っていると感じるが、一般公開など、建造物の活用に

関しての考えを伺いたい。

都市景観課長

地区内の建造物の多くは生活の場でもある。商売を行ってれば、店舗等となっている空間に関しては公開されているが、生活の空間まで公開はしていない。

委員

本市には伝統的な建造物が数多くあるが、うまく活用できているものと、そうでないものがある。例えば、氷川神社の風鈴などは、それを目当てに若い観光客が大勢訪れている。歴史に興味を持っている若者はたくさんいるが、彼らの関心を引くような取組ができていないと感じている。伝統的な建造物について、いろいろ知ってもらい、訪れてもらうことに価値がある。観光協会や商工会議所等との連携ももっと進める必要があると感じている。

副部長兼文化財保護課長

行政だけで考えると限界がある。指定文化財についても、現状では、公開以外の活用方法はない。公開の方法についても、例えば蔵造り資料館のような形になる。民間の考え方が入れば、より柔軟な対応ができる。新たな考え方を持って活用を検討する必要があると考えている。

都市景観課長

当課では「川越百景」として本市の様々な景観を選定している。商工会議所と連携し、いわゆる「着地型旅行商品」について検討している。旅行で訪れたその場所で、学習型、体験型の旅行企画に参加する方式である。歴史に興味関心のある若者や、旅行会社が企画する「発地型」ではない旅行を楽しみたい人などを対象として、川越ならではの体験や学びを提供できればと考えている。そのような企画の中で、伝統的建造物群保存地区の活用も可能と考える。

委員

川越の発展のため、ぜひ、民間の力を活用してもらいたい。

教育長

伝統的建造物群保存地区は、建造物に関心のある人はもちろんだが、雰囲気を感じたい人にも適していると考えます。伝統的建造物群保存地区を紹介するパンフレットなどはあるのか伺いたい。

都市景観課長

イラスト入りのパンフレットを作成している。個々の物件ごとについて詳しく紹介しているわけではないが、建造物の場所や、蔵造りの通りなど、場所の確認ができるものとなっている。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第43号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

## 教育総務課長

台風第21号により浸水被害を受けた寺尾小学校と寺尾中学校の改修工事等、及び中学校普通教室空調設備整備に係る補正予算について、平成29年川越市議会第9回定例会に上程されたもので、平成29年度一般会計補正予算のうち、教育委員会所管部分について、歳出を1億2,631万円増額し、改修工事に係る予算を繰り越すとともに、中学校普通教室空調設備整備について債務負担行為を設定したことに関するものである。本来は、平成29年川越市議会第9回定例会前に、教育委員会会議の議決により決裁しなければならない事項であるが、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会を招集するいとまがなかったため、川越市教育委員会事務委任規則第4条の規定により、教育長が臨時に代理したものを同規則第5条第2号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものである。

台風第21号により浸水被害を受けた寺尾小学校及び寺尾中学校について、教室の床等の改修工事を行うとともに、寺尾中学校については、浸水により破損した備品の購入を行うため、教育財務課が所管する、小学校施設整備の工事請負費を2,555万3,000円、中学校運営管理の備品購入費を320万7,000円、中学校施設整備の工事請負費を、9,755万円増額するものである。これにより、平成29年度予算の教育費の歳出合計を、1億2,631万円増額し、116億839万8,000円とするものである。

次に、繰越明許費であるが、寺尾小中学校の教室の床等の改修工事について、平成30年度にわたる工事期間を必要とするため、小学校施設整備と中学校施設整備の工事請負費を、平成30年度に繰り越すものである。

次に、債務負担行為の設定であるが、中学校普通教室空調設備整備について、平成30年度中の整備に向けて、設置工事の設計業務委託に係る債務負担行為を設定するものである。

## 委員

寺尾小学校、寺尾中学校の工事請負費について、金額に差があるのは中学校の被害のほうが大きかったからか伺いたい。

## 教育財務課長

そのとおりである。被害としてはどちらも床上浸水であったが、寺尾小学校は床の一部分の浸水であり、寺尾中学校は全面的に床上2、30センチメートル浸水し、被害が大きくなったものである。

## 委員

工事期間について伺いたい。

## 教育財務課長

学校を運営しながら工事を実施するため、最終的には夏休みまでかかると考えている。

委員

寺尾中学校の立地を考えると、かなり低いところに位置している。根本的な対策についてどのように考えているのか伺いたい。

教育財務課長

今回の修繕は復旧工事であり、従前の状況に戻すことを主眼としている。水害の根本的な対策については、建設部を中心に対応しているところである。

委員

床の修繕については同じ材質のものを用いるのか確認したい。立地についての根本的な対策が難しいということであれば、今回と同様の水害が発生する可能性があるということである。床材も様々な種類があると思うが、材質について検討を行うことはないのか伺いたい。また、水没して被害の大きかった備品について、収納場所を工夫するのは難しいのか、併せて伺いたい。

教育財務課長

確かに木質が水を吸ったため、変形したという一面はあるが、木質の推進と従前の状況への復旧という点が重要であると考え。備品の収納場所についても同様の考え方である。ただし、災害が予測される場合は、事前に置き場所を変更するなど、運用面での対応は可能と考える。

委員

今回のような災害が授業中に起こった場合の、避難マニュアルはあるのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

学校で実施する避難訓練は、地震、不審者対応、火災に対してのものである。地震については、小学校を中心に保護者への引渡訓練を実施している。今回のような水害が授業時間中に起こることは想定していないが、各校で作成している避難誘導マニュアルに当てはめて対応することが考えられる。

委員

地域の特性として、寺尾地区は水害に対応した避難誘導も想定すべきと考える。

参事兼学校管理課長

地域の特性を踏まえて、見直しも検討したいと考える。

委員

被害が大きかったことは大変残念であるが、学校における教職員の対応については、教育委員として心から感謝しているところである。

委員

普通教室の床材について、木質でなければならないという制約があるのか確認したい。

教育財務課長

制約はない。

委員

普通教室で木材以外の材質を使用している学校はないのか伺いたい。

教育財務課長

普通教室に関しては、基本的には木材を使用している。

教育長

霞ヶ関北小学校や月越小学校はどうか。

教育財務課長

木材を使用している。

(全員異議なく原案どおり決定)

## 10 報告事項

### (1) 川越市育英資金貸付金条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて

教育総務課長

本規則は市長部局の規則であり、教育委員会は事務執行を委任されている立場であることから、同規則改正は市長決裁により行われ、教育委員会においては報告事項として取扱うものである。また、本規則の改正にあたって、平成29年10月16日から11月15日までの期間において意見公募を実施したところ、特に意見はなかった。制定改廃の必要性であるが、育英資金の貸付けに係る申請の時期を早め、入学準備金の支給を早期に行うため本規則の一部を改正しようとするものである。改正の概要であるが、本規則第2条に規定する貸付けの申請時期に係る規定を整備し、第2条及び第5条に規定する申請手続き等に必要な書類に係る規定を整備し、第6条に規定する入学準備金等の支給に係る規定を整備するとともに、所要の規定の整備をしようとするものである。附則について、本規則の施行期日を、公布の日から施行しようとするものであるが、市長決裁後、平成29年12月1日付で公布及び施行しているものである。本規則改正により、例年2月初旬から3月初旬に申請手続き期間を定め、所定の手続き後、3月末日に入学準備金を支給していた育英資金の貸付けに係る手続きを早期に実施することができる。

なお、本年度の申請手続き期間を平成30年1月9日から2月9日とし、所定の手続き終了後、随時、入学準備金を支給する予定である。

委員

育英資金の基金残高と貸付件数、貸付額について伺いたい。

教育総務課長

平成28年度末の基金残高は1億3,957万9,000円である。貸付件数についてであるが、入学準備金については29人で807万円、学資金については119人で3,615万6,000円である。

委員

未回収額はどのくらいか。

教育総務課長

平成28年度滞納額1,940万円である。

委員

未回収分についてはどのような対策をとっているのか伺いたい。

教育総務課長

督促状、催告書の送付、電話催告、臨宅徴収などを実施している。

委員

滞納の理由について把握しているか伺いたい。

教育総務課長

失業や、生活困窮などである。

委員

国において、子育て支援策として教育費の無償化などが進められているが、国の制度との整合性についてはどのように考えているのか伺いたい。

教育総務部長

国の方策については未確定である。動向を注視し、国の方策が具体的に示されてから整合性を図っていきたいと考えている。

委員

国の方策が給付型である場合、現在貸付を受けている人は対象となるのか確認したい。

教育総務部長

対象にはならないものと考えている。

委員

必要としている人にはぜひ利用してもらいたい制度であると考えている。周知方法について確認したい。

教育総務課長

広報川越、市の公式ホームページに掲載し、周知を図っている。

教育長

各学校にも募集要項を配布している。

委員

同規則の第2条にある「毎年3月中の」という文言を削除したわけだが、その理由を伺いたい。

教育総務部長

「毎年3月中の教育委員会が指定する日」となると、申請書の提出期限等を3月に設定する必要があり、それに伴い、貸付決定や振込日も遅くなっていた。「3月中の」という文言を削除することで、入学準備金を今までより早期に振込むことが

可能となる。

委員

申請期間が毎年変更となるわけではないのか伺いたい。

教育総務課長

毎年変更となるわけではない。概ね、本年度と同様の期間を考えている。

## 1 1 その他

- (1) 議案第42号の関係者として、都市計画部都市景観課長の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (2) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、長谷川委員が指名された。
- (3) 次回教育委員会は、平成30年1月29日（月）午後2時開催に決定した。